

令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

1 要旨

令和6年4月24日実施の教育委員会会議において、令和7年度に使用する教科用図書の採択基本方針を次のとおり定めた。

内容		根拠規定
別紙1	令和7年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p> <p>第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>6 教科書その他の教材の取扱いに関すること</p>
別紙2	令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律</p> <p>第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。</p>

別紙 1

令和 7 年度に県立学校で使用する教科用図書 の採択基本方針について

令和 6 年 4 月 24 日
広島県教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、各学校が選定し、申請した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び各学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

2 選定上の留意事項

(1) 各学校は教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考に十分な調査研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を県教育委員会に提出すること。

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定すること。

(3) 特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、別紙 2「令和 7 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の 2（3）ア（イ）及び（ウ）に準じて行うこと。

令和 7 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書
の採択基本方針について

令和 6 年 4 月 24 日
広島県教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること。

また、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択すること。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うこと。

ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 知識及び技能の習得
- (イ) 思考力、判断力、表現力等の育成
- (ウ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (エ) 内容の構成・配列・分量
- (オ) 内容の表現・表記

イ 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようになすこと。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

2 方法、組織及び手続

市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長は、県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって、採択を行うこと。

(1) 小学校用教科用図書について

原則、令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和 7 年度

使用)」に搭載されている教科書のうちから行う。

なお、同一採択地区内の町教育委員会は、協議して同一の教科用図書を採択する。

イ 市町教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 複数の町で構成されている採択地区においては、規約を定め、共同採択のための採択地区協議会を設置する。

また、各採択地区においては、選定委員会を設けるとともに調査員を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図る。

(イ) 採択地区協議会においては

- ・ 各町教育委員会の意向を踏まえ、採択に係る方針を明確に定める。
- ・ 採択地区協議会で選んだ教科用図書が町教育委員会で合意を得られない場合、再度、採択地区協議会で協議する。
- ・ 委員には教育委員を加える。
- ・ 今年度採択する教科用図書について審議し、採択した教科用図書については採択理由を明確にする。

(ウ) 選定委員会においては

- ・ 市町教育委員会、採択地区協議会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。
- ・ 地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。
- ・ 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、市町教育委員会、採択地区協議会に答申する。

(エ) 調査員においては

- ・ 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。
- ・ その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。
- ・ 専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。
- ・ 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、次の場合には学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

(ア) 小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合

(イ) 特別支援学校の小・中学部において、検定済教科用図書又は著作教科用図書のない場合

(ウ) 特別支援学校の小・中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、検定済教科用図書又は著作教科用図書を使用することが適当でない場合

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。